

○ 社会資本整備事業特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○ 社会資本整備事業特別会計の目的

社会資本整備事業特別会計は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき、平成20年度より、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計を統合し設置されたもの。

○ 社会資本整備事業特別会計が経理している事務及び事業の内容

社会資本整備事業特別会計においては、社会資本の整備に関する事業に係る歳入について、受益と負担の関係を明確にしつつ、事業の着実な実施を図るため、一般会計と区分して管理。

具体的には、一般会計からの繰入金、地方公共団体等からの負担金・受託工事等財源、貸付先からの償還金等を財源として、道路整備事業、港湾事業等の社会資本整備事業を実施。